

○復興庁告示第二十七号

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第八条第一項第五号ロの規定に基づき、同号ロの内閣総理大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

東日本大震災復興特別区域法施行規則第八条第一項第五号ロの内閣総理大臣が定める基準は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二条第三項第二号ロに掲げる復興推進事業が、次に掲げる基準に適合する東日本大震災からの復興に資する計画として内閣総理大臣が認めた計画に定められていることとする。

一 計画の対象区域が、市町村の行政区域の中で、歴史的経緯、地理的状况、交通体系、住宅の分布等に鑑み、まちなかの賑わいの再生を図るために適した位置にあり、計画に記載された各事業について各々の社会的及び経済的な効果を相乗的に高めるのに適した広さであること。

二 区域内及び周辺に居住する住民の豊かで快適な生活に必要な規模の商業施設等、教育文化施設、医療福祉施設、公共施設、生活利便施設、公園、緑地、広場等（以下「各種施設」という。）及び公共交通機関等の整備が計画されている、又は既に整備されているものであること。

三 商業施設等の整備の計画が、当該商業施設等が想定する商圈の範囲、規模及び構造等を震災前と現状の商圈の状況を踏まえて予測されたものであり、かつ、適切な業種構成及び施設規模のものであって、当該商業施設等の投資規模が、その継続性を適切に見込んで回収の可能性の十分に高い適当な投資規模を想定しているものであること。

四 被災した商業又はサービス業を営む者（仮設店舗で営業を再開している者を含む。）及び、直接被災しなかったものの周辺の経営環境の変化などから経営が困難となつて、新たに整備する商業施設等への移転を希望する者の営業場所が十分に確保され、その他適切な事業環境が提供されるものであること。

五 地域住民が生活する上で必要となる小売商業又はサービス業の業種（被災により廃業となつた店舗の業種を含む。）及び近隣地域の消費者ニーズを踏まえた業種の店舗が当該区域に立地することで、生活の利便性の確保が見込まれるものであること。

六 各種施設の整備が、地域の人口規模や分布等の実情に応じた範囲でコンパクトシティの考え方を踏まえ  
たものであること。

七 各種施設の配置及び街路等が適切に計画されており、高齢者や子供を含め住民及び来街者が歩いて回遊  
し、適当な場所に滞留し滞在するなど商業施設等の経営の持続性に寄与するとともに、コミュニティを形  
成する基盤となり得るものであること。

八 計画に記載された商業施設等の整備その他の事業について、事業等の主体が特定されている又は特定さ  
れる見込みが高いこと、事業等の実施スケジュールが明確であることなど、その実施が見込めるものであ  
ること。

九 国、県及び市町村が定める他の各種計画等と整合したものであること。

#### 附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。